

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

1. 試行対象工事

(1) 対象工事

- ・主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。
- ・機械設備工事、電気通信設備工事及び公園緑地工事においては、主たる工種が屋外作業である工事を対象とするが、主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく屋内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができる。
- ・営繕工事は対象外とする。

(2) 対象地域

- ・県内全ての地域を対象とする。

2. 現場管理費補正の考え方

(1) 真夏日

- ・真夏日とは、以下のいずれかに該当する日とする。
 - ①気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30 度(°C)以上の日。
 - ②環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が日最高 25 度(°C)以上の日。
- ・ただし、休工日については、真夏日として計上しないものとする。
- ・夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が 30 度(°C)以上又は暑さ指数が 25 度(°C)以上の場合、真夏日とする。

(2) 対象工期

- ・対象工期は、工事着手日から工期終了日の 20 日前（終了日を含む）までの期間とする。ただし、変更契約手続き上、現場管理費の補正值の確定が困難となる場合には、受発注者協議により、対象工期を工事着手日から実完成日の 20 日前までの期間に変更することができる。
- ・受注者は、対象工期を施工計画書へ記載する。
- ・ただし、年末年始 6 日間（12 月 29 日～1 月 3 日）、夏季休暇 3 日間（8 月 13 日～8 月 15 日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象工期に含めない。
- ※ 工事着手日とは、土木工事共通仕様書における工事着手の日のことをいう。

(3) 真夏日の確認

- ・真夏日の確認は受注者が行うこととする。
- ・施工現場から最寄りの観測所の公表データにより確認することを基本とする。
- ・観測所は参考資料「山梨県内の観測所一覧表」によるものとする。
- ・受注者は、決定した観測所を施工計画書へ記載する。
- ・観測所の公表データは、以下のとおりとする。
 - ①日最高気温については、気象庁の地上気象観測所のデータ。
 - ②暑さ指数（WBGT）については、環境省の観測地点のデータ。

(4) 観測結果の報告

- ・受注者は、真夏日の集計後、速やかに工事打合せ簿により集計表と集計根拠となる観測結果を監督員に提出するものとする。

3. 積算方法

(1) 現場管理費の補正

- ・現場管理費の補正は、対象工期期間中の真夏日の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算するものとし、補正は変更契約時において行うものとする。

(2) 真夏日率の算出

- ・以下の式により、真夏日率を算出するものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{対象工期期間における真夏日の日数} \div \text{対象工期期間の日数}$$

※ 真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

(3) 現場管理費の熱中症対策補正値の算出

- ・以下の式により、熱中症対策補正値を算出するものとする。

$$\text{熱中症対策補正値（％）※1} = \text{真夏日率} \times 1.2 \text{（真夏日補正係数）}$$

※1 熱中症対策補正値（％）は少数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

(4) 熱中症対策に資する現場管理費の算出

- ・以下の式により、現場管理費を算出するものとする。

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times \{(\text{現場管理費率} \times \text{補正係数 ※3}) \\ + (\text{熱中症対策補正值} + \text{補正值 ※4}) + \text{砂防・地すべり工事補正值}\}$$

※3 土木工事標準積算基準書における「地域補正の補正係数」を指す。

※4 土木工事標準積算基準書における「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」を指す。この補正值が「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合には、(熱中症対策補正值 + 補正值)は最高2%とする。

※ 現場管理費率は小数点少数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

【補足】 週休2日の補正をする場合の現場管理費の算出

- ・週休2日の補正をする場合は、以下の式により、現場管理費を算出するものとする。

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times \{(\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + (\text{熱中症対策補正值} \\ + \text{補正值}) + \text{砂防・地すべり工事補正值}\} \times \text{週休2日の補正係数}$$

※ 現場管理費率は小数点少数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

附則

令和元年10月1日 施行

令和2年10月1日 一部改定

特記仕様書記載例

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事)

第〇〇条 この工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行できる工事とする。

受注者は、契約後速やかに工事打合せ簿により、補正の試行の有無を記載し、監督員へ提出すること。

試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき実施するものとする。

山梨県内の観測所一覧表

| 観測所名 | 所在地 |
|------|--------------|
| 大泉 | 北杜市大泉町谷戸 |
| 韮崎 | 韮崎市大草町若尾 |
| 甲府 | 甲府市飯田 |
| 勝沼 | 甲州市勝沼町勝沼 |
| 大月 | 大月市大月 |
| 古閑 | 甲府市古閑町 |
| 切石 | 南巨摩郡身延町切石 |
| 河口湖 | 南都留郡富士河口湖町船津 |
| 山中 | 南都留郡山中湖村梨ヶ原 |
| 南部 | 南巨摩郡南部町南部 |

※観測所の選定は、施工現場から最寄りの観測所とする。